

チェーンソー使用の作業者の方へ

令和2年8月1日以降、現行の特別教育では作業ができなくなります

現在大径木、小径木分かれている特別教育が1つになり、科目が追加されますので追加講習(補講)が必要となります

【主な変更内容】

- ①胸高直径により区分されていた特別教育を統合する
 - ②下肢切創防止保護具の着用を義務付け
 - ③受け口、追い口を必要とする伐木胸高直径が40cmから20cmに見直し
 - ④既存の教育を修了している場合は、新規程の科目を一部省略できる
- ⇒補講を受けることで、新規程の特別教育を修了したとみなされます

安衛則第36条 第8号 (平成31年2月14日 厚生労働省労働基準局長 基発0214第9号)



免除コースの対象者について

伐木の特別教育(安衛則第36条-8-2)を修了されている方

※修了証のコピー、または特別教育記録の写しが必要です

補講の科目と料金

科目	時間	料金	
作業に関する知識	2時間	¥12,000	教本代、消費税込
関係法令	1時間		
伐木等の方法	2時間		
合計	5時間		

お問い合わせ先

株式会社 PEO建機教習センタ 埼玉教習所

埼玉県草加市弁天5-33-25

tel 048-931-0121

ご予約はお電話、またはwebからお願いします

<https://kyosyu.pctc.co.jp/saitama/index.html>